

自宅療養の各種証明書について

1. PCR 検査の結果が陰性であることの証明書(陰性証明)について

保健所では陰性証明の発行はしていません。(自宅療養終了後に勤務等を再開するにあたって、職場等に陰性証明を提出する必要はありません。この取り扱いは、厚生労働省から各都道府県労働局にも周知しています。)

2. 宿泊療養又は自宅療養を証明する書類(保険会社の医療保険等の入院給付金の請求のための証明書)について

保険会社の医療保険等の入院給付金については、感染が確認された方のうち、宿泊療養や自宅療養となった方々に対しても、対象となることがあります。対象となるかは、保険会社にご確認ください。

対象となる場合は、保健所で療養を証明する書類(就業制限解除通知書等)を交付できますのでご相談ください。

(参考)

令和3年2月12日付け 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律施行に伴う宿泊療養・自宅に関する事務連絡の改正について

【別添3】「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関する Q&A について(その9)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000740156.pdf>

(参考)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626868.pdf>